

## 計算書類に対する注記（清流園拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）一定額法  
ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法によっている。

・無形固定資産（リース資産を除く）一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する社団法人千葉県社会福祉事業共助会の共助会退職金共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。

・賞与引当金－職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

## 3. 採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員退職手当共済制度

入社平成18年4月1日以前の常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

入社平成18年4月1日以降の常勤職員は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 清流園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は、省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

ア 法人本部

イ 特別養護老人ホーム清流園

ウ 清流園ショートステイサービス

エ 清流園デイサービスセンター

オ 清流園ケアサービスセンター

カ グループホーム清流

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	87,250,000	0	0	87,250,000
建物	426,580,322	1,151,700	23,675,700	404,056,322
定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
合計	543,830,322	1,151,700	23,675,700	521,306,322

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 7. 担保に供している資産

該当なし。

## 計算書類に対する注記（清流園拠点区分用）

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,105,536,502	701,480,180	404,056,322
小計	1,105,536,502	701,480,180	404,056,322
その他の固定資産			
建物	3,233,471	2,033,804	1,199,667
構築物	42,776,065	40,329,541	2,446,524
機械及び装置	12,659,288	4,886,769	7,772,519
車輛運搬具	26,573,085	17,429,244	9,143,841
器具及び備品	83,505,281	51,509,597	31,995,684
その他の固定資産	278,880	0	278,880
小計	169,026,070	116,188,955	52,837,115
合計	1,274,562,572	817,669,135	456,893,437

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	72,407,918	0	72,407,918
未収金	8,403	0	8,403
合計	72,416,321	0	72,416,321

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

## 11. 重要な後発事象

該当なし。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。